

第10次第2回横浜市消費生活審議会 議事次第

平成28年2月9日(火) 午後2時～
関内中央ビル5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 会議録確認者の選出について
- (2) 施策検討部会報告
- (3) 消費者教育推進地域協議部会報告
- (4) 消費者団体等協働促進事業審査評価部会報告
- (5) 公募委員選考部会報告
- (6) 消費者被害救済部会報告
- (7) その他

4 閉 会

第10次横浜市消費生活審議会委員名簿

平成28年2月1日現在

No	委員氏名	所 属
1	あらい あや 荒井 彩	横浜市生協運営協議会
2	いとう ひであき 伊藤 秀秋	(公益社団法人) 日本訪問販売協会 専務理事
3	えのもと ひでお 榎本 英雄	(一般社団法人) 横浜市工業会連合会 会長
4	おおおか ひでみ 大岡 秀海	(公益社団法人) 日本通信販売協会 専務理事
5	おおさわ あや 大澤 彩	法政大学法学部法律学科 准教授
6	さくま きょうこ 作間 京子	(公益社団法人) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
7	さとう むつこ 佐藤 むつ子	市民委員
8	しもじま くにあき 下嶋 邦明	市民委員
9	すずき かずこ 鈴木 和子	消費者サポート横浜会
10	すずき たかし 鈴木 隆	家電製品PLセンター センター長
11	すずき よしひと 鈴木 義仁	横浜弁護士会
12	だいが たつや 醍醐 辰也	(一般社団法人) 日本クレジット協会 常務理事
13	たかはし ひかる 高橋 光	横浜市消費生活推進員瀬谷区代表
14	たがや としこ 多賀谷 登志子	横浜市消費者団体連絡会
15	たなか まこと 田中 誠	横浜弁護士会
16	まつばぐち れいこ 松葉口 玲子	横浜国立大学教育人間科学部 教授
17	むら ちずこ 村 千鶴子	東京経済大学現代法学部教授・弁護士
18	欠 員	横浜商工会議所 常議員

敬称略：五十音順

第10次横浜市消費生活審議会委員所属部会

(敬称略、◎は部会長)

1 施策検討部会 (7名)

- ◎鈴木 義仁 (学 識) (横浜弁護士会)
 村 千鶴子 (学 識) (東京経済大学)
 佐藤 むつこ (消費者) (市民委員)
 下嶋 邦明 (消費者) (市民委員)
 多賀谷 登志子 (消費者) (横浜市消費者団体連絡会)
 伊藤 秀秋 (事業者) (公益社団法人日本訪問販売協会)
 榎本 英雄 (事業者) (一般社団法人横浜市工業会連合会)

学識	2名
消費者	3名
事業者	2名

2 消費者教育推進地域協議部会 (4名・1名欠員中)

- ◎松葉口 玲子 (学 識) (横浜国立大学)
 鈴木 和子 (消費者) (消費者サポート横浜会)
 高橋 光 (消費者) (横浜市消費生活推進員)
 欠 員 (事業者) (横浜商工会議所)

学識	1名
消費者	2名
事業者	1名

3 消費者団体等協働促進事業審査評価部会 (4名)

- ◎作間 京子 (学 識) (公益社団法人日本消費生活
 アドバイザー・コンサルタント協会)
 荒井 彩 (消費者) (横浜市生活協同組合運営協議会)
 大岡 秀海 (事業者) (公益社団法人日本通信販売協会)
 鈴木 隆 (事業者) (家電製品PLセンター センター長)

学識	1名
消費者	1名
事業者	2名

4 公募委員選考部会 (3名)

- 田中 誠 (学 識) (横浜弁護士会)
 ◎鈴木 和子 (消費者) (消費者サポート横浜会)
 醍醐 辰也 (事業者) (一般社団法人日本クレジット協会)

学識	1名
消費者	1名
事業者	1名

5 消費者被害救済部会 (4名)

- 大澤 彩 (学 識) (法政大学)
 田中 誠 (学 識) (横浜弁護士会)
 荒井 彩 (消費者) (横浜市生活協同組合運営協議会)
 醍醐 辰也 (事業者) (一般社団法人日本クレジット協会)

学識	2名
消費者	1名
事業者	1名

第10次横浜市消費生活審議会

施策検討部会報告書

目 的	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する重要な事項の調査審議を行う。 ・消費生活に関する重要な事項について市長に意見を述べる。 <p>【第10次の審議テーマ】</p> <p>「地域における高齢者の見守りの在り方について」</p> <p>消費者安全法の一部改正（平成28年4月1日施行予定）に定められた地域の安全に対する取組についてどのように取り組んでいくか、また同法で規定された地域協議会の運用等について検討を要するため、第1回消費生活審議会でテーマに選定。</p>		
構 成 委 員 (◎は部会長)	<p>伊藤 秀秋 委員 榎本 英雄 委員 佐藤 むつ子 委員 下嶋 邦明 委員 ◎鈴木 義仁 委員 多賀谷 登志子 委員 村 千鶴子 委員</p>		
開 催 状 況	第 1 回	開催年月日 議 題	<p>平成27年7月23日（木）</p> <p>(1) 部会長の選出について (2) 会議録確認者の選出について (3) 消費者安全法について (4) 横浜市の地域の現況について (5) 横浜市における高齢者等に向けた消費安全に資する地域の見守りについて</p>
	第 2 回	開催年月日 議 題	<p>平成27年12月7日（月）</p> <p>(1) 横浜市における高齢者等に向けた消費安全に資する地域の見守りについて (2) その他</p>

議 事 概 要	<p>【第1回】 討議資料 (1) 「地域における高齢者の見守りの在り方について」にむけた基礎情報 (2) 地域における見守りの担い手 (3) 各区の高齢者支援業務にかかる取組 を元に意見交換をした。 (主な意見) ・<u>各区・各地域で状況が異なることを配慮する必要がある</u> ・<u>福祉部門との連携なしには難しいのではないか</u> ・<u>地域に貢献したいと思っている人に情報が届いていないのではないか、ボランティアのモチベーションを持てるような顕彰などがある</u> <u>とよいのではないか</u></p> <p>【第2回】 討議資料 (1) 民生委員・児童委員の活動状況 (2) 消費生活推進員に対するアンケート結果 (3) 各区の状況 (4) 横浜市（経済局、区、消費生活総合センター）が高齢者、見守りの担い手等に行っている事業 を元に①「消費生活の視点を持った」見守りをするためには、②連携を進めていくためには、③啓発の強化のテーマで議論を行った。 (主な意見) ・<u>消費生活推進員という横浜市独自の制度を軸に考えていくとよいのではないか</u> ・<u>消費生活推進員を体験された方がその経験を活かす仕組みも市が関与して作ることができないか</u> ・<u>見守る人・見守られる人、自分は被害に遭わない、他の人は被害に遭うかわいそうな人、という感覚に違和感がある</u> ・<u>シルバー人材センターのような形で組織化されてそこに登録をするような仕組みなどで、何らかの御自身に対してのメリットがあるとい</u> <u>いのではないか</u> ・<u>既存の役員等の方にさらに負担をかけるのは難しい</u> ・<u>昼食会などで普段は閉じこもっている方が楽しんでる機会に情報を伝えるということもよいのではないか</u> ・<u>個別に訪問することは、民生委員や消費生活推進員にその負担が負</u> <u>えるのかというところで難しいのではないか</u></p>	
	今後の予定	部会開催予定
開催予定時期		平成28年4～6月
審議内容等 (予定)		第10次横浜市消費生活審議会報告の内容 について審議

第 10 次横浜市消費生活審議会

消費者教育推進地域協議部会報告書

目 的	構成員相互の情報交換を行うとともに、横浜市消費者教育推進計画の策定及び変更に関して、総合的、体系的かつ効果的な推進にかかる意見を行うことを目的とする。		
構 成 委 員 (◎は部会長)	<p>鈴木 和子 委員 高橋 光 委員 ◎松葉口 玲子 委員 (事業者代表欠員) 〈専門委員〉 小守 英治 専門委員 (公益財団法人横浜市消費者協会) 坂本 淳 専門委員 (公益財団法人横浜市国際交流協会) 武田 岩夫 専門委員 (公益財団法人横浜市老人クラブ連 合会) 若尾 恵子 専門委員 (横浜市社会福祉協議会)</p> <p>※事務局オブザーバー ・教育委員会事務局指導企画課長 ・教育委員会事務局高校教育課長 ・区地域振興課長会幹事</p>		
開 催 状 況	第 1 回	開催年月日	平成27年 2 月 2 日 (月)
		議 題	(1) 部会長・会議録確認者の選出について (2) 横浜市消費者教育推進の方向性及び平成 27 年度消費者教育推進計画について
	第 2 回	開催年月日	平成27年 6 月 30 日 (火)
		議 題	(1) 「横浜市消費者教育推進の方向性」につ いて (2) 平成 27 年度横浜市消費者教育推進計画に ついて (3) 平成 28 年度横浜市消費者教育推進計画 (案) の策定について

議 事 概 要	<p>【第1回】 「横浜市消費者教育推進の方向性(案)」に関する意見交換等を行い、書面表決後、「横浜市消費者教育推進の方向性(案)に対する意見」として市に意見を提出(意見内容は下のとおり)</p> <p>【第2回】 事務局から「意見」への対応状況報告を受けた後、その他の修正に関する意見交換、消費者教育推進に関する情報交換を行った。 平成27年度及び28年度消費者教育推進計画を確定していくにあたって、計画を体系的に見せるための工夫に関するアイデアが挙げられた。</p>	
今 後 の 予 定	部会開催予定	あり(1回)
	開催予定時期	平成28年5～7月
	審議内容等(予定)	(1) 平成28年度横浜市消費者教育推進計画(案)について (2) 平成29年度横浜市消費者教育推進計画の策定に向けて (3) 平成27年度横浜市消費者教育推進計画の実施状況について

「横浜市消費者教育推進の方向性(案)に対する意見」(抜粋)

<p>「教育という言葉は、上から目線に感じるので、共に学ぶとか、学んで育っていくような印象が広がると良い」と思います。</p>
<p>「ライフステージの分類」で、高齢者を概ね65歳以上としているが、65歳以上でも、お元気で地域活動されている方もいて、一方でお体の調子を崩されている方もいます。担い手となる方についても、考慮していかなければいけない。</p>
<p>障害がある方も、常に見守られている一方の方もいれば、特に軽度の知的障害の方や精神障害の方もいらっしゃる事を考えると、そういう方たち自身が消費者市民としてどの程度自立ができるかという視点で、体系の中に落とし込めるといいと思います。</p>
<p>周りがどんなに一生懸命見守ろうとしても、消費者市民社会という意識を持っていたとしても、生活のすべては把握できないことを考慮すべきです。</p>
<p><u>見守りの強化ということが、自立を阻止するわけではないことを意識すべき</u>です。</p>
<p>例えばアフリカ産のものにこだわっているというイメージを、社会や消費者に打ち出すことも、企業のイメージを高めてお客様とのコミュニケーションを深めるという手段だと思ふのです。この辺りをうまく表現できたらいいなと思います。</p>
<p>言葉での表現ということだけではなくて、<u>企業が取り組めるようなモチベーションやきっかけが必要だ</u>と思います。</p>

外国人の方だと、学校や職場のような物理的な領域にポジションがないことが多いので、地域社会において、外国人の関わりも意識するべきです。

中学校の教科である技術では、例えば、割り箸とプラスチックの箸のどちらを使うかということを考えたりします。しかし、これらが消費者教育として意識されているかは疑問があります。

最近掃除をするのが企業の大事な社員教育となっています。こういう作業をほめたたえて、評価し、皆様で検証すると、横浜らしさが出てくると思います。

民生委員が高齢者の見守りの場面でお便りをつくるときに、振り込め詐欺に気を付けようということを知らせたりするので、この辺りと連携を採るような仕組み作りが大事だと思います。

横浜市に、消費生活に関する講座の講師を紹介するようなコーディネートする力があれば良いと思います。

保護司の「社会を明るくする運動」(法務省)に消費者教育が関係しているのであれば、地域の中で啓発する上で、協力していくべきです。

消費生活推進員の方が地域のコーディネーターの役割を担ってありますが、その強化を考えるべきです。

地域の老人会やバス旅行等の色々なところで、少しでもお時間を頂いて話をしたり、DVDを上映したりマンツーマンで話をするしかないのかもしれないかもしれません。

第9次審議会の報告書では、外国人が多いとか国際機関が立地しているとか、そういうレベルの国際性が語られている印象を受けましたが、もうすでにグローバル社会に生きているんだということが表現できればいいなと思います。

グループホームや通所系の施設の職員の方であるとか、自立生活アシスタントさんにも、消費者市民社会を意識として持ってほしい。

第10次横浜市消費生活審議会

消費者団体等協働促進事業審査評価部会報告書

目的	消費者団体等協働促進事業の募集内容の検討、実施団体の審査・選考、事業の評価などを行う。		
	<p><消費者団体等協働促進事業の概要></p> <p>団体等の持つ発想や手法を活かした提案をもとに、消費者被害の未然防止を図るとともに、団体等の自主的活動を促進するため、地域での消費者教育・啓発講座、消費生活相談事業を横浜市と協働で実施する事業</p>		
構成委員 (◎は部会長)	荒井 彩 委員 大岡 秀海 委員 ◎ 作間 京子 委員 鈴木 隆 委員		
開催状況	第1回	開催年月日	平成27年3月17日(火)
		議題	(1) 部会長の選出について (2) 会議録確認者の選出について (3) 平成27年度消費者団体等協働促進事業募集要項及び審査基準について (4) 平成26年度消費者団体等協働促進事業評価表について
	第2回	開催年月日	平成27年6月11日(木)
		議題	(1) 会議録確認者の選出について (2) 平成26年度消費者団体等協働促進事業評価について (3) 平成27年度消費者団体等協働促進事業審査について
	第3回	開催年月日	平成27年11月19日(木)
		議題	(1) 会議録確認者の選出について (2) 平成28年度に向けた消費者団体等協働促進事業の見直しについて
今後の予定	部会開催予定	あり(2回)	
	開催予定時期	①4月中～下旬 ②6月上旬	
	審議内容等(予定)	①平成28年度 実施事業の審査 ②平成27年度 実施事業の評価	

【平成 26 年度事業の評価について】

区分	実施団体	事業内容	実施回数	総参加人数	評価概要
消費者教育啓発講座	神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 (30万円補助)	消費者の暮らしをさまざまなトラブルから守っていくために、生活の知恵としての情報や知識を紹介する講座	15回	99人	講座のテーマが多岐に渡り、充実した内容だった。一方、専門的な内容であるため、消費者に分かりやすく伝える工夫が必要
	特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター (30万円補助)	市民が主体的に安心・安全・快適に住み続け、楽しく豊かに暮らせるよう、住まい方、暮らし方の基礎知識を紹介する講座	15回	73人	市の制度説明など団体の特性を活かした内容だった。一方、専門的な内容であるため、消費者が興味を持つような工夫が必要
	よこはま消費生活「講師の会」 (10万円補助)	悪質商法の被害の未然防止や環境に関する意識の問題点を把握し、解決する能力を身に付けるための啓発講座	5回	106人	講義と参加型の講座を同時開催することにより、参加しやすい工夫がされていた。一方、広く市民に啓発する講座とするため、広報の工夫が必要
相談	特定非営利活動法人 F P ネットワーク 神奈川 (10万円補助)	市民のお金や生活設計に関する悩み、トラブルを聞き、解決の糸口を提示する無料相談会	36回	42人	相談者から必要な情報を聞き取ったうえで、丁寧な相談対応をしていた。HPで予約状況が確認できる体制整備がされており、事業の周知に繋がった。

【平成 27 年度事業の審査・選定について】

区分	実施団体	事業内容	実施回数 (予定)
消費者教育啓発講座	神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 (30万円補助)	消費者の暮らしをさまざまなトラブルから守っていくために、生活の知恵としての情報や知識を紹介する講座	15回
	特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター (30万円補助)	市民が主体的に安心・安全・快適に住み続け、楽しく豊かに暮らせるよう、住まい方、暮らし方の基礎知識を紹介する講座	15回
	一般社団法人 かながわ F P 生活相談センター (10万円補助)	家族が絆を深め豊かなシニアライフを過ごせるための基礎知識の習得を目指す講座	5回
相談	特定非営利活動法人 F P ネットワーク 神奈川 (10万円補助)	市民のお金や生活設計に関する悩み、トラブルを聞き、解決の糸口を提示する無料相談会	28回 (1日4組、全7日)

平成 28 年度に向けた消費者団体等協働促進事業の見直し概要

平成 27 年 9 月に策定された「横浜市消費者教育推進の方向性」の趣旨に基づき、当該事業の見直しを行います。

【横浜市消費者教育推進の方向性について】

「消費者教育の推進に関する法律」が施行され（平成 24 年 12 月）、「消費者市民社会」という考え方が位置付けられました。また、平成 25 年 6 月に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、消費者教育の推進にあたり、幅広い担い手の支援・育成とともに担い手間の連携、情報共有を促進することが示されました。

「横浜市消費者教育推進の方向性」はこれらを受け、本市が消費者教育を総合的かつ体系的に推進するための基本的な考え方としてまとめたもので、「消費者市民社会形成」に向けた各種団体等との協働の推進が柱の一つとして定められています【方向性 5】。

1 事業の現状と課題

- (1) 応募団体が固定化しているため、市内で活動する団体が幅広く応募できるよう、団体のニーズにあった補助内容の見直しが必要です。

【団体からいただいたご意見】

- ・事業名称が「消費者団体等」となると、NPO 法人等が活用できるものだということが分かりにくい。
- ・講座実施回数等の条件が厳しく、申請の手間に見合わない。
- ・新たな事業の提案となるため、事業に係る人件費を対象経費に含めてほしい。
- ・事業の審査は応募団体によるプレゼンや質疑の場があった方が良い。

- (2) 消費者市民社会の実現に資する活動の推進が求められているため、募集内容に明確に示す必要があります。

【団体からいただいたご意見】

- ・「消費者市民社会」の考えに沿った活動をしている団体は多くあり、「消費生活」という視点を取り入れた事業提案をすることが可能
- ・提案団体にとっても、新たな参加者や支援者層を広げるきっかけとなる。

2 見直しの概要

- (1) 事業名称の変更
- (2) 募集テーマの設定
- (3) 補助上限額、実施条件、対象経費、交付制限、実施期間、審査方法等の見直し

3 見直し内容の新旧対照表

	旧	新（平成 28 年度～）
事業名称	消費者団体等協働促進事業	<u>消費生活協働促進事業</u>
募集テーマ、補助上限額及び実施条件	<p>【①消費者教育啓発講座】</p> <p>○補助上限額：30 万円 (条件)・開催回数：15 回 ・参加人数：1 回あたり 20 人～30 人</p> <p>○補助上限額：10 万円 (条件)・開催回数：5 回 ・参加人数：1 回あたり 20 人～40 人</p> <p>【②消費生活相談事業】</p> <p>○補助上限額：30 万円 (条件)・開催回数：20 回</p> <p>○補助上限額：10 万円 (条件)・開催回数：7 回</p> <p>【③その他事業（調査研究、展示会等）】</p> <p>○補助上限額：なし (条件)・調査研究：報告書の作成 ・展示会：アンケートの実施 ・上記以外：成果品の提出</p>	<p><u>【①消費者被害の未然防止に向けた取組】</u></p> <p><u>【②消費者市民社会の実現に向けた取組】</u></p> <p>○補助上限額：40 万円 <u>(条件)・開催回数、参加人数の条件はなし</u></p>
対象事業数	4 事業程度 (例:30 万× 2 団体、10 万× 2 団体=80 万)	<u>若干数（予算<80 万円>の範囲内）</u>
対象経費	①消耗品費 ②会場及び物品の利用料 ③講師や指導者への謝礼 ④印刷費 ⑤通信費 ⑥交通費 ⑦保険料 ⑧その他市長が認める経費	①消耗品費 ②会場及び物品の利用料 ③講師や指導者への謝礼 ④印刷費 ⑤通信費 ⑥交通費 ⑦保険料 <u>⑧事業に関わる人件費</u> <u>⑨啓発物の作成費</u> ⑩その他市長が認める経費
交付制限	なし	<u>同一の事業に対し通算 3 回まで</u>
実施期間	7 月～翌年 3 月	<u>6 月～翌年 3 月</u>
審査方法	ヒアリングの実施なし	<u>ヒアリングを実施</u>

第10次横浜市消費生活審議会

公募委員選考部会報告書

目的	審議会において、消費者を代表する委員の一部を市民からの公募による委員とすることにより、市民の立場からの意見及び提案等を政策形成過程に活用するとともに、審議会を市民に開かれたものとし、市民との協働による消費者行政の実現を図ることを目的とする。（第6次横浜市消費生活審議会から実施）		
構成委員 (◎は部会長)	◎ 鈴木 和子 委員 醍醐 辰也 委員 田中 誠 委員		
開催状況	第1回	開催年月日	平成26年12月4日(木)
		議題	(1) 部会長の選出について (2) 第10次消費生活審議会委員公募のスケジュール案及び関係事項について
	第2回	開催年月日	平成27年2月23日(月)
		議題	(1) 募集方法及び応募状況について (2) 応募者の選考について
第10次審議会 公募の概要	応募資格	消費者問題に関心があり、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内在住の20歳以上の方	
	募集		
	周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはま12月号「はま情報」に掲載 ・市のホームページに掲載 ・市民局広報課ツイッターアカウントによる情報発信 ・横浜市消費生活総合センターメルマガ「消費生活ハマメール」に掲載 	
	募集期間	平成26年12月15日～平成27年1月19日(当日消印有効)	
	応募方法	郵送、持参、ファックス、電子メール	
今後の予定	部会開催予定	未定	
	開催予定時期	未定	
	審議内容等 (予定)	第11次審議会公募委員の選考	

【参考】横浜市消費生活審議会公募委員要領(抜粋)

- 7 選考部会 (1) 選考部会は、消費生活審議会委員のうち学識経験のある者、消費者を代表する者、事業者を代表する者から各1名の委員をもって組織する。
(2) 選考部会は非公開とする。